

「ニッケル塊の輸出に係る増値税還付制度の  
廃止に関する  
財政部、国家税務総局の通知」

2005年1月7日

日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター 編

**本資料のご利用にあたって**

本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。なお、中国政府が発表した原文については、法令名をクリックすることでご参照いただけます。

2004-12-28 国家税務総局

## ニッケル塊の輸出に係る増値税還付制度の廃止に関する 財政部、国家税務総局の通知 財税〔2004〕224号

各省、自治区、直轄市、計画単列市財政庁(局)、国家税務局、新疆生産建設兵団財務局あて：

国務院の批准を経て、2005年1月1日よりHSコード7502100(ニッケル。合金は除く)及び7502200(ニッケル合金)の輸出に係る増値税還付制度を廃止する。具体的な実施実施時間は(輸出貨物通関申告伝票『輸出退税聯』)に明示された輸出の日付により判断する。

財政部、国家税務総局  
2004年12月28日